

河川の管理について

令和元年7月30日

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課

- 河川管理に関する事務は国の事務とした上で、河川の重要度に応じて国と地方がそれぞれ河川管理者として役割分担しながら行っている。

■一級河川

国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系に係る河川で、『国土交通大臣』が指定。

直轄管理区間

一級河川の中でも重要度の高い区間で、国土交通大臣が管理

指定区間（法定受託事務）

都道府県知事が管理（一定の権限は大臣に留保）

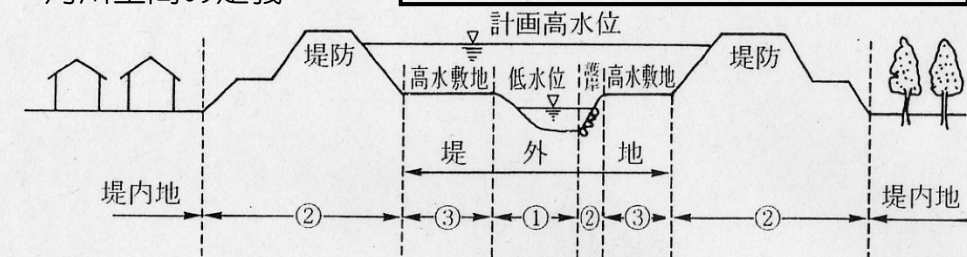
■二級河川（法定受託事務）

一級河川以外で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定し、都道府県知事が管理。

■準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村長が指定し、市町村長が管理。

一河川空間の定義



◆河川空間とは、通常、河川区域（河川法第6条第1項1～第3号）を指す。

■河川延長

	直轄管理区間	指定区間
一級河川	約10,600km (約7%)	約77,500km (約54%)
二級河川	約35,900km (約25%)	
準用河川	約20,100km (約14%)	

※ダム管理区間を含む
出典：河川ハンドブック2018

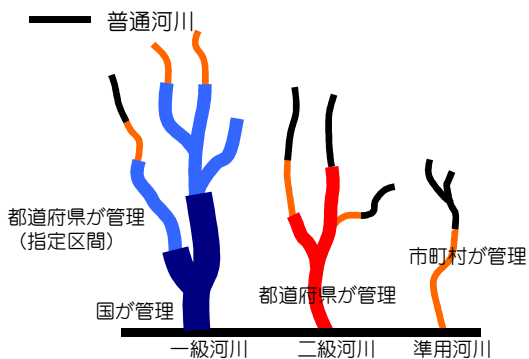
■河川延長比

直轄管理以外の区間 約93%

直轄管理区間 約7%

法河川

■ 一級河川（直轄管理区間） ■ 二級河川
■ 一級河川（指定区間） ■ 準用河川



- 上流部・中流部・下流部、あるいは地形・地質などにより、河川の形状や形態は大きく変わり、異なる特徴を呈する。
- 市街地及び周辺地域の開発状況などによっても、河川の表情は千差万別。
- 河道内の土砂堆積や樹木の繁茂状況などは、河川や地域固有の特性がある。

大都市を流れる河川



地方都市を流れる河川



山間地域を流れる河川



河川の形状・形態



- 河川には、堰や水門・樋門、排水機場などの様々な河川管理施設が設置されている。



堰



水門



樋門



排水機場



床止め



閘門

- 河川の状況監視や損傷確認、基礎データの収集などのため河川巡視、点検、観測等を実施

河川巡視（河川管理施設等の状態確認、不法行為の把握）



河川管理施設等点検（河川管理施設等の状態把握）



堤防除草（堤防点検のための事前準備）



水理・水文等観測（出水・濁水時の基礎データ収集）



堤防点検（堤防の変状（亀裂、法崩れ等）把握）



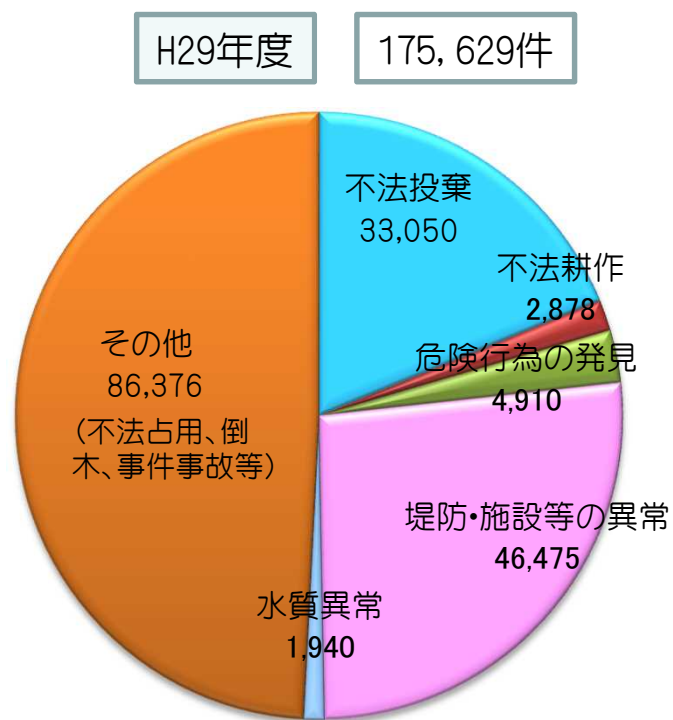
河川縦横断測量（河道の状況把握）



予防保全のための河川巡視

- 河川巡視は、河川維持管理の基本をなすものであり、定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために実施。

河川巡視による違法行為、異常の発見件数



堤防の点検

堤防の機能を維持するため、わだち、クラック、法面の滑り、地盤沈下等の状況を確認する。

植生の繁茂

動物による穴の形成

降雨によるガリ侵食

わだちの形成

クラックの形成

降雨や洪水時の法面の滑り

地盤沈下

利根川の事例

施工後高

約1mのかさ上げ

施工前高

20年で約1mの沈下

年	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
沈下量	-0.10	-0.15	-0.20	-0.25	-0.30	-0.35	-0.40	-0.45	-0.50	-0.55	-0.60	-0.65	-0.70	-0.75	-0.80	-0.85	-0.90	-0.95

■河道は洪水や日々の流水の作用、植物の変化等により長期的にも短期的にも変化していく自然公物。その変化は必ずしも一様ではなく、時には急激に変化することから、日常的な状態把握が必要。

(渡川水系中筋川)

河道内の樹木の繁茂

(芦田川水系芦田川)

河口の閉塞

(日野川水系日野川)



H19. 9撮影

高知県四万十市



H19. 8撮影

岡山県府中市



H18. 8撮影

鳥取県米子市



H22. 10撮影



H24. 8撮影



H19. 5撮影

- 河道は洪水の作用等に伴い自然現象の中で変化し、護岸，根固め等に変状が生じることがある。
- 巡視等により状態（経年的変化）を監視し、補修等を実施。



平常時の河川の管理

河川の管理は、「河道流下断面の確保」、「堤防等の施設の機能維持」等に対して、「目標設定」を行った上で、「状態把握」を行い、その結果に応じて適切な「維持管理対策」を実施

目標設定

- 河道流下断面の確保
- 堤防等施設の機能維持
- 河川区域等の適正な利用
- 河川環境の保全と整備

状態把握



- 縦横断測量



- 堤防・施設点検



- 巡視



- 水辺の国調

対策



- 掘削・樹木伐開



- 補修



- 不法行為への対応

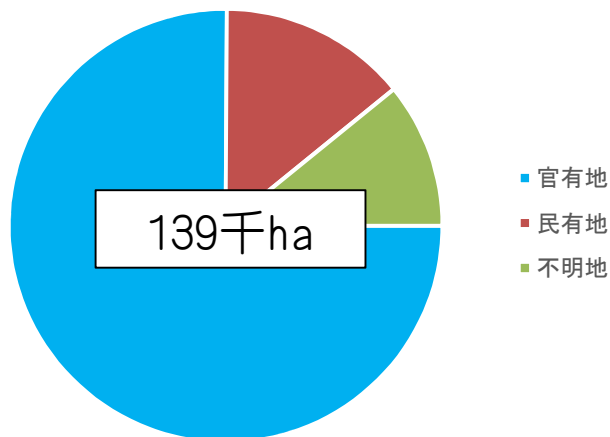


- 貴重種の保護等

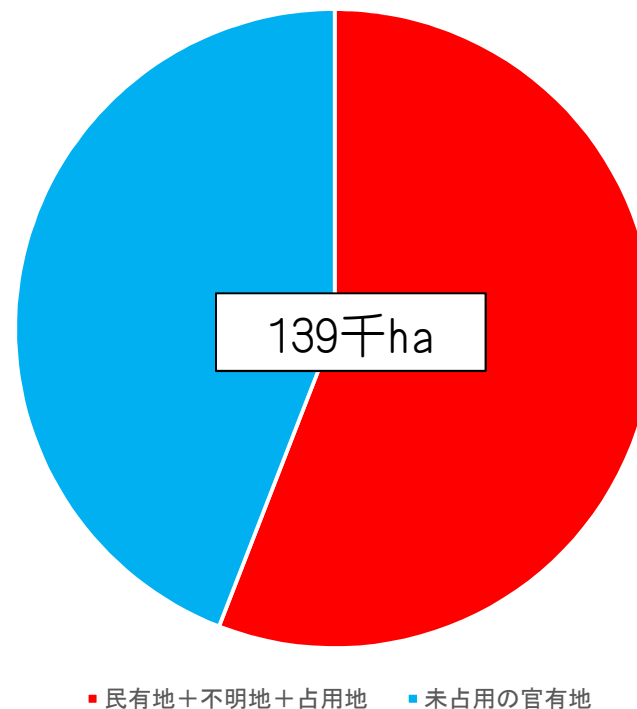
河川敷の状況（一級河川 指定区間外）

3号地の面積は約139千ha
 民有地と不明地は約25%
 占用地の面積は約31%

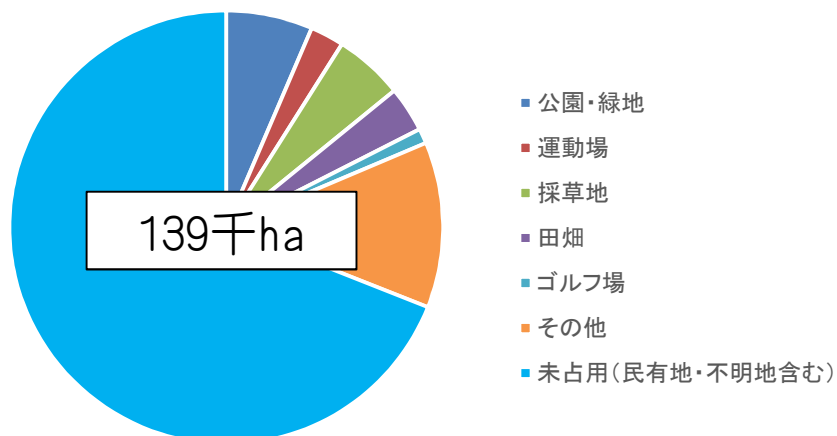
土地所有者



民有地・不明地・占用地の合計は
 3号地全体の約56%を占める



占用状況



河川法に基づく許可が必要な行為（土地の占用許可）

河川法第24条（土地の占用の許可）

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川敷を排他・独占的に使用

→ 河川法第24条に基づき、河川管理者による土地の占用の許可が必要

河川敷地占用許可準則（河川法第24条の許可の審査基準）

- 占用主体 国、地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 等
- 占用施設 公園、運動場、道路、橋梁、電柱、遊歩道 等
- 一般的基準 治水上、利水上の支障を生じないこと、他者の利用を著しく妨げないもの、河川整備計画などに沿ったものであること 等



野球場



鉄道橋



親水公園

※他者の自由な河川使用を妨げない散歩、自然観察等の行為は、自由使用として原則許可を要しない。¹¹

参考：河川法に基づく許可が必要な行為（工作物の新築等の許可）

河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

工作物設置許可基準（河川法第26条第1項の許可に関する一般的技術的基準）

<許可の基本方針>

工作物の設置が以下に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合

- 河川区域に設ける以外に方法がない又は河川区域に設置することがやむを得ないこと。
- 治水・利水上支障がなく、かつ他の工作物に影響を与えないこと。
- 周辺土地利用の状況、景観、その他の自然的及び社会的環境を損なわないこと。 等



野球場の防球ネットは、洪水時に転倒可能とすること



トイレは、洪水時に搬出可能な移動式とすること

参考：河川法に基づく許可が必要な行為（土地の掘削等の許可）

河川法第27条第1項（土地の掘削等の許可）

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

土地の掘削等の許可の審査基準

（行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（河川法第27条第1項））

- 掘削等により生じる流水の変化により、河川管理施設、許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 等



土地の掘削



盛土



竹木の伐採